

建設リサイクルQ&A

建設現場における 委託契約やマニフェスト等について

建設副産物リサイクル広報推進会議 事務局

Q 1. 元請業者（A）より建設廃棄物処理を伴う工事を下請業者（B）が請負いました。この場合、排出事業者はどちらになるのですか。

A 1. 原則として、元請業者（A）が排出事業者になります。

また、下請事業者（B）が廃棄物処理を行うとすれば廃棄物処理業の許可を必要とし、A・B間で処理委託契約を締結する必要があります。

Q 2. 排出事業者が収集運搬業者に収集運搬費と処分費の両方を支払い、収集運搬業者から処分業者に処分費を支払うようにした場合委託基準違反になりますか。

A 2. 廃棄物処理法では、排出事業者は、収集運搬業者・処分業者それぞれと書面による委託契約を締結することが義務付けられています。

処理費の支払方法については、法的に明文化されていませんが、不適正処理を防ぐために個々の契約に基づいて支払うのが望ましいでしょう。

Q 3. 工事現場からでる発生土（残土）は処理委託契約書及びマニフェストの発行が必要ですか。

A 3. 建設発生土のみであれば産業廃棄物に該当しないので、産業廃棄物処理委託契約及びマニフェストの発行は必要ありません。

Q 4. 元請けの解体業者がコンクリートがらをリサイクル販売する場合マニフェストは必要ですか。

A 4. その解体業者が収集運搬、中間処理をして有価で販売する場合はマニフェストは必要ありません。ただし、一部下請けにさせる場合はマニフェストが必要です。

Q 5. 建物解体の際、建家内に残存する廃棄物は産業廃棄物、一般廃棄物のどちらですか。

A 5. 建物内に残存する家具類や電気機器類等の廃棄物については「[建築物の解体時等における残置物の取扱いについて（通知）](#)」（[環境適発第1806224号](#) [環境規発第1806224号](#) 平成30年6月22日付）を参考にしてください。

なお、これらの廃棄物の排出事業者は、残存物の持ち主である発注者となります。

Q 6. マニフェストに記載する数量は、計測して記載する必要がありますか。

A 6. 運搬車に積み込む時点で計測が困難な場合は、おおよその数量記載で差し支えありません。重量単位の記入のほか、立法メートル単位、荷姿単位でもかまいません。処分業者との契約において記載単位の協議をして下さい。

Q 7. 専ら物を運ぶ場合、マニフェストは必要ですか。

A 7. 産業廃棄物の処理（中間処理）委託となりますので、マニフェストを使用する必要があります。有価物あるいは、もっぱら再生利用の目的となる産業廃棄物（古紙、くず鉄（古銅等を含む）、あきびん類、古繊維）を専門的に扱っている業者に引き渡す場合は、マニフェストは必要ないとされています。しかし、この場合であってもマニフェストを使用の方が望ましいでしょう。

Q 8. 産業廃棄物をリサイクルするために再生業者に委託しているが、この場合でもマニフェストを使用しなければならないですか。

A 8. たとえ、リサイクルされているものであっても、産廃に変わりはありませんので、マニフェストを使用する必要があります。有価物あるいは、もっぱら再生利用の目的となる産業廃棄物（古紙、くず鉄、（古銅等を含む）、あきびん類、古繊維）を専門的に取り扱っている業者に引き渡す場合は、マニフェストは必要ないとされており、しかし、この場合であってもマニフェストを使用の方が好ましいでしょう。

Q 9. 電線、ケーブル、ダンボール等を処分業者が無償で再生を目的として受け入れる場合は、これらは産業廃棄物となりますか。

また、マニフェストの使用はどうなりますか。

A 9. 産業廃棄物であるがこれらの品目を専ら再生物の扱いで再生専門業者に引き渡す場合は、マニフェストを使用する必要はありません。

ただし、無償の場合には廃棄物とみなされ委託基準が適用されるため処理委託契約は必要です。

参考文献：[一般社団法人 えひめ産業廃棄物協会ホームページ](#) より引用